

全国税

発行所 東京都千代田区霞ヶ関 財務ビル内(〒100-0013)

全国税労働組合

発行人 山本 浩二
電話 (03) 3581-3678
FAX (03) 3507-0886
振替口座 00140-2-68514

“税務の職場”
何でも110番

zenkokuzei@aol.com

全国税は、職場で起こった問題を解決するため「税務の職場、何でも110番」を常時設置しています(電話とFAXは上記の番号までどうぞ)。

◆全国税ホームページ◆
http://www.kokko-net.org/zenkokuzei

新徴収システム

一度とめ、試行してから導入を

庁回答

東京局5署で

段階的に運用

「一度とめ、試行してから導入を」の要求に対して庁当局は4月5日、新徴収システムを「東京局の比較規模の大きい税務署を中心に5署程度」で、「4月下旬ないしはGW明けから」段階的に運用することを「検討している」旨、回答しました。また、その他の署については、「その運用状況を踏まえて判断する」としています。

回答では、東京局と大阪局の2局でKSKシステムを「段階的運用」を行うこととしています。東京局と大阪局の2局を、他の署との運用方法と分けたのは、1月16日の庁

連絡文書。それ以降、2局以外の現場からは「私たちは試行しているのか!」との声が相次ぎました。今回の回答は、5署程度

矢継ぎ早のリリース情報

「全体像見えぬ」

新徴収システムの不具合やエラーの解明と修復について、庁当局は「リリース」の連絡文書を矢継ぎ早に発出しています。中には、「こんな基本的な事務までエラー

がある」との驚きの声や「この「リリース情報」には、1号ごに膨大な情報が盛り込まれており、それが矢継ぎ早に発

出されていることから、現場では「どの事務が使用しているのか分からない」との声が相次いでいます。庁当局は「質疑応答集」の増補も繰り返しています。

試行なき強行に悲鳴

全国税本部には、「東京局徴収部から駆り出された!」毎日25時まで残業との悲痛な叫びが伝えられています。現場の混乱に加え、庁職員の超過密・長時間労働も招いており、「試行なき新徴収システムの強行」の弊害は明らかです。



笑顔のためにつなごう

消費税増税・TTP参加反対、憲法改正、国民の生活危機突破、震災復興、原発ゼロ、安全で住み続けられる地域社会を。真上げ、安定した雇用と仕事の確保、社会保障拡充の安心社会へ。負担と格差の解消、大企業の内閣保証還元、内需主導の経済を。議員定数削減・「武器輸出三原則」の見直し反対。許すな憲法改悪。新基地建設反対、普天基地の即時撤去、格闘隊の全面禁止を。

悪政許さぬ

労働者の祭典 全国で

第83回メーデーが5月1日、全国各地で開催されます。アメリカで8時間労働を勝ち取ってから世界中

で開催されているメーデーは、労働者の祭典です。第83回になる今年のメーデーでは、野田民主

発言・報告

「一度でいいから、正規で働きたかった」「個人だと泣き寝入りで終わるが、労働組合に入るとよかったね」

収入の激減でダブルワークしながら裁判をたたかい、仲間から「個人だと泣き寝入りで終わるが、労働組合に入るとよかったね」と励まされているとの報告もされました。

4月7日 第4回官製ワーキングプア告発集会を開催



全労連公務部会・非正規センターは4月7日、「第4回官製ワーキングプア告発集会」を東京で開催しました。

二庁で連日25時帰宅!?

試行なき強行に悲鳴

現場の混乱に加え、庁職員の超過密・長時間労働も招いており、「試行なき新徴収システムの強行」の弊害は明らかです。

この一冊

高橋 克彦

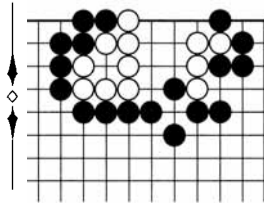
『火怨 北の燿星アテルイ』『炎立つ』(講談社) 本紙第1966号(3月10日号)で紹介された『風の陣』。東北人である私からのアンサーとして、同じ著者の「この一冊」を紹介したい。本書は、『風の陣』以降、東北の奈良時代後期から鎌倉時代創成期までの「蝦夷」を描いた時代小説。

蝦夷の英雄たちは、葛藤しながらも「蝦夷であること」を守るため、時には自分の意に反した決断をしてきた。

東京で、東日本大震災の津波と福島原発の爆発を知った。東北人として、今すぐ被災地へ飛びたい衝動にかられた。でも、東京にいるからこそ、できることもあった。

アテルイ、貞任、経清ら、本書の英雄たちに励まされてきた。(T)

詰碁
〈出題〉九段 石樽郁郎
黒先
〈ヒント〉右側、白四子の弱点をついて仕留めませう。
(5分初、一段以上)



4月分の給与明細が配られ改めて怒りがわいてきた。筆者(58歳)の場合2月分と比較して、本俸、地域手当合計の減額4万5644円で8・25%減ということになる。賞与については10%減で年間百万近くの減額だ。6月の賞与では人減額分が11か月分遡及して差し引かれる▼これが「身を切る」との言い訳に使われるのがさらに腹立たしい。これで経済はさらに縮小し景気を下向きに消費税そのものも減収となる▼これまで以上に滞納や倒産も増え、負のスパイラルがますます強まる。我々の仕事にも反発が強まる▼消費税増税で喜ぶのは負担が増えず還付金が増える輸出大企業。法人税減税をやめ、欧米のように富裕税を選択すれば国民は支持するはずだ。

「原水爆禁止2012年国民平和大行進」が5月6日、東京・江東区を

夢の島をはじめ全国各地を

今年5月11日の東日本大震災と

第一原発事故がもたらした

核兵器のない平和で公正な世界へ!!

5月6日から国民平和大行進スタート

た甚大な放射能汚染・被害のもとでスタートします。放射能がもたらす恐ろしさを現実のものとして実感した私たちが、核戦争の恐怖を打ち破り、平和で公正な世界を勝ち取る第一歩です。

「個別に判断」じゃ分らない!

伝達の職場「追い出しだね」の声 国税庁へ質問書を提出

4月6日

国税庁が3月23日に回答した「官職の長が職員の事情を踏まえて個別に判断する」では、実際の運用方針が明らかとなっていないばかりか、宿舎における労働条件や人事・配転に係るこれまでの要求と当局回答を一方的に反故にする危惧を抱かせる内容となっていました。

全国税は4月6日、国税庁長官に対して右の「公務員宿舎削減に係る財務省通達の取扱いについての質問書」を提出。

5月18日に予定される長官交代よりも前に回答するよう求めました。

質問書では、新たな貸与基準に対する国税庁の運用に加え、政府が一方的に例示した国税職員の配転ルールについても回答を求めています。

- 公務員宿舎の貸与基準の「5類型」について
 - 政府の「国家公務員宿舎削減計画」では、宿舎貸与基準を「5類型」に設定しつつ、税務職員を例示した②類型で、「頻度高く転居を伴う転勤をしなくてはならない」「職員が自宅を所有していたとしても、異動によって、その場を離れて勤務することが職務上要請される」と整理しているが、1999年5月25日に薄井国税庁長官(当時)が「上席以下、単身赴任2年限度」を回答した際に触れた「札幌・仙台・関信局にせよそういった事情・苦勞は承知している」との当局認識に反するものであると考えるが、政府方針が策定されるまでの意見聴取でどのように意見を表明し、財務省通達の「改正」前後で、どのように意見表明してきたのか、明らかにされたい。
 - 上記について、国税庁長官は現在、どのように考えているのかを明らかにされたい。
- 「5類型」の「②類型」の貸与基準について
 - 「②類型」における貸与基準について、国税庁の伝達時の説明では、「直近の人事異動で転居を伴う異動をした職員」が「②類型」に該当する「可能性が高い」としているが、これは財務省通達上で記述されているものではない。「②類型」では、「頻度高く転居を伴う転勤等をしなくてはならない職員」と定義付けされているのであって、直近の異動で実際に転居をしたかどうか該当の有無を問うものではないと認識するがどうか。
 - 「頻度高く」転居を伴う転勤とは、何回に1回を想定しているのか明らかにされたい。
 - 転勤「等」の「等」とは何が明らかにされたい。
 - 転勤等を「しなくてはならない」との表現は、これまで当局が回答してきた「公務の要請」と同じものか、上回るものか下回るものか、明らかにされたい。
 - 「頻度高く転居を伴う転勤等をしなくてはならない職員」には、いつ何時転居を伴う配転があるかもしれないため、自宅を購入したり、貸家に住むことを、生活設計上の危険回避から困難である職員が含まれるのか、含まれないのか、を明らかにされたい。
- 宿舎の貸与そのものについて
 - 今後宿舎の貸与は、転居を伴う場合か、自宅から通勤圏外の署へ転勤する発令があった場合に限るというものか明らかにされたい。
 - 現在、宿舎に入居している職員に対し、「退去をお願いする場合」とは、具体的にどのような場合が明らかにされたい。
 - 「退去をお願いする場合」の「一定期間」とは、どの程度の期間であるのかを明らかにされたい。
 - 今通達「改正」における、政府・官側の都合により「退去をお願いする場合」の転居費用は誰が負担するのかを明らかにされたい。
- 今回の伝達に関わる他の制度について
 - 原状回復の費用負担は誰が行うことになるのか、その理由、を明らかにされたい。
 - 宿舎の貸与が認められる職員が減るということは、一方で民間住宅を借りる職員が増えることになるが、敷金・礼金の準備や民間住宅の原状回復等、転居の際の手續面で、多くの職員の負担が増えることになる。これに対し、内示日の拡大で対応することは考えていないのか。
 - 政府が国税職員を「頻度高く転居を伴う転勤をしなくてはならない」「職員が自宅を所有していたとしても、異動によって、その場を離れて勤務することが職務上要請される」と整理したことに伴い、転居付配転や単身赴任を増加させる配転政策に転換するということが明らかにされたい。
 - 関信局や東京局で新規採用者に追いつかない宿舎の戸数確保しかできなかったため、世帯型宿舎の複数入居が復活しているが、今回の国家公務員の宿舎削減計画において、「戸別」に宿舎が廃止され、必要になった場合には「戸別」の復活もあり得るとの通達の趣旨を鑑みれば、「1人1室」の戸数の確保が可能となると考えるが、いかがか。
 - 民間企業では、財務改善で仮に社宅が必要になった場合、住宅(居)手当の割増等を行って負担軽減を行うことも少なくないが、公務員宿舎削減計画によって労働条件の不利益変更が行われることに鑑み、住居手当の増額は行わないのか。

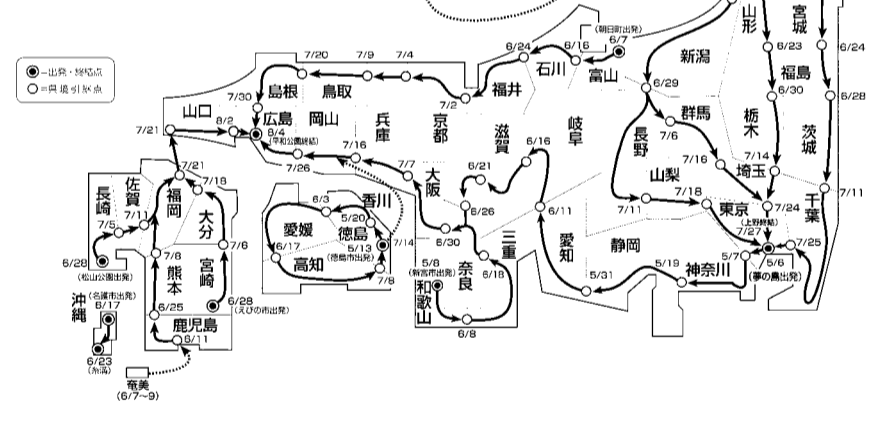
みんなの一步が世界を変える

なくそう核兵器、歩こう! あなたも

2012年 国民平和大行進

日程・コース

あなたも一緒に行進してみませんか。全国税はOB組合員と一緒に歩きます。



訂正とお詫び 前号二面「確定期各地の状況」記事
中「枚方でも4時30分締切で超勤なし」は事実と異なり、削除すると共に皆さまにお詫びします。

一括より役に立つ
「関信・埼玉支部」
 ▲年金400万のトラブルが多く、記載済みで受け付けた納税者を窓口受付の非常勤職員が申告不要と判断し、誤納付を回避。記載済み受付の一括より非常勤が役に立つ?

差別のない公正な人事を行え
「近畿・東大阪支部」
勤務成績
 以前は、評価の開示はありませんでした。なぜ自分が遅れているかわかりません。いまは、開示請求ができません。昇任・昇格や高率を受けるには、上位級の評価が必要です。自分だけがその評価なのか確認すべきだと思います。しっかりと納得するべきです。

決める人はやらない、やる人は決められない
「東海地連」
 今年の確定申告相談事務では「納税者を待たせない」「納税者の寄与度を高める」ため職員に「複数対応」が求められた。1日2000人近くの相談事務を行ったウイーク会場ののだが……。

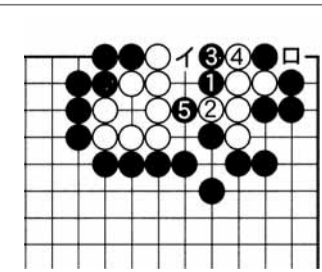
何を言っても当局は「署の実情」と逃げるのだが……。



でも毎朝朝礼で「複数対応」が徹底され3対1の相談が行われた。息つく暇もなく納税者が案内されるが、結局事前準備コーナーでは1対1の相談を繰り返すだけであり、2対1も3対1も同じだという意見が多く、担当者より聞かれた。数年前に行われていた戸辺式「複数対応」とは見た目は同じでも内容は全然違う。案内する側の

確定期川柳
「近畿地連」
 ★失敗を認めず責任取りません。新徴収システム
 ★立ちっ放しやはり出ました救急車。確定期には日常茶飯事
 ★三年目残業だけが慣れました。一元化三年目

★今はただマネージメントも横並び。考えぬ癖がつき過ぎ、指令待ち。万年一括官
★四百万これで減るとは甘すぎる。年金申告不要制度
★歳入庁もしも出来たらでないしょう。年金のノウハウも知らないし
★一割も引き下げられて我慢する? 大幅な賃下げ我慢できないヨ



詰碁
 〈解答〉黒1、3が好手段。白4には黒5で白死です。黒1で3は白1黒4白1黒口白2で白生き。また黒3で4は白3で追い落します。